

要 望 書

(令和3年度県予算並びに施策に関する要望)

広 島 県 市 長 会

広 島 県 町 村 会

要 望

県内 23 市町においては、住民に最も身近な基礎自治体として、安全・安心で、活力と魅力あふれる地域づくりに全力で取り組んでいます。

しかしながら、人口減少・少子高齢化や、頻発化する大規模自然災害への対応など、単独の市町では解決できない重要かつ喫緊な課題が多く存在しています。更には、新型コロナウイルス感染症による住民生活や地域経済への影響は甚大で、感染拡大防止と社会経済活動の両立という、かつてない困難に直面しています。

こうした課題を克服し、誰もが夢と希望を持って暮らすことができる地域社会を実現していくためには、国・県・市町が、それぞれの役割を果たすとともに、より一層の連携のもと、各地域の特色を生かして取り組むことが重要であります。

つきましては、令和 3 年度予算編成にあたっては、市町を取り巻く状況をご賢察いただき、特に県との連携・協力が不可欠な次の事項について格別の御配慮を賜りますよう強く要望します。

令和 2 年 10 月 23 日

広島県市長会
会長 松井 一 實

広島県町村会
会長 吉田 隆 行

目 次

重点要望事項	1
一般要望事項（広島県市長会）	3
一般要望事項（広島県町村会）	14

重点要望事項

1 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 地域医療体制の確保と感染拡大防止について

外来患者の減少や院内感染防止対策の実施等に伴い、診療所や病院の経営が厳しい状況となっていることから、地域医療を守るため、財政的支援の早急な拡充を国に強く働きかけること。

また、県においてもPCR検査体制の強化や医療機関の経営安定化に向けた支援を講じるとともに、地域医療を支える医師・看護師等の確保に一層積極的に取り組むこと。

(2) 地域経済対策について

地域経済等への影響を最小限に食い止めるため、次の事項について積極的・継続的に取り組むこと。

- ① 中小企業・小規模事業者、個人事業主等に対する減収補填や事業用固定費の軽減など、事業者の事業継続に必要な支援
- ② 事業者の需要回復や販路開拓等の取組や、市町独自の消費喚起策等について、財政支援など必要な支援
- ③ 各種対策をより効果的・効率的に実施できるよう、県施策に係る事前の情報提供など、市町との連携強化

(3) 観光振興施策の推進について

感染症の収束状況等を勘案しつつ、観光需要の回復を図る必要があることから、県内や隣県といった近距離や国内の観光・旅行を推進すること。

また、その推進にあたっては、県内全域に効果が及ぶよう市町との連携を図り、観光キャンペーンやコロナとの共生を踏まえた新たな観光・旅行商品の造成支援など、積極的な取組を継続的に実施すること。

(4) 地域公共交通の維持・確保について

活動自粛に伴い陸路・航路を問わず利用者数が激減するなど、多くの公共交通事業者の経営が悪化していることから、高速バス路線を含む、減収に関する新たな支援制度を創設するなど、地域住民の移動手段として不可欠な公共交通の維持・確保に向けて、より一層の支援に取り組むこと。

(5) 子供たちの感染予防対策・学習機会の確保について

- ① 新しい生活様式を踏まえた、放課後児童クラブの新增築等やスクールバスの増便（乗車児童数の分散）など、子供たちの感染予防に向けた取組について、積極的に支援すること。
- ② オンライン学習環境整備のため、家庭における通信費用の負担軽減策を拡充するよう、国に強く働きかけること。

2 防災・減災対策について

(1) 平成 30 年 7 月豪雨災害からの早期復旧・復興について

再度災害防止のための砂防事業や治山事業等の早期完成に向けて、より一層事業促進等を図るとともに、引き続き、技術職員等の人材確保対策を講じること。

また、被災者が安心して日常生活を営むことができるよう、引き続き孤立防止等に取り組む必要があるため、十分な支援措置を講じること。

(2) 災害の頻発化等を踏まえた防災・減災対策の推進について

砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、河川整備事業、高潮対策事業、治山事業及びため池整備事業等の更なる加速や、実効性のある避難を確保するための対策の充実強化など、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策を強力に推進すること。

一般要望事項（広島県市長会）

1	地域交通対策の推進について	3
2	保健福祉行政の充実強化について	4
3	生活環境の整備促進について	7
4	教育行政の充実強化について	8
5	道路等の整備促進について	9
6	防災対策の推進について	10
7	地域産業・経済の振興について	12

1 地域交通対策の推進について

地域住民の生活を支える交通体系を維持・確保するため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 地域住民の移動手段として不可欠な生活交通（船舶航路・バス路線等）を将来にわたり維持し、確保していくための地域の実情に応じた制度の創設・拡充を図ること。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、経営の悪化を招いている公共交通事業者について、高速バス路線を含む、減収に関する新たな支援制度の創設など、事業継続に向けた積極的な支援を講じること。

2 保健福祉行政の充実強化について

保健福祉行政の一層の充実を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 乳幼児医療費公費負担事業について、補助率 2 分の 1 を維持した上で、対象年齢を拡大すること。

また、国に対し、乳幼児等医療費助成制度の創設と各自治体が負担している乳幼児等への医療費助成に対し財政的支援措置を講じるよう国に働きかけること。

- 2 精神障害者の福祉の向上を図る観点から、身体障害者、知的障害者と同様に、精神障害者を重度心身障害者医療費助成の対象者とする。

また、65 歳から 74 歳の本制度対象者（療育手帳^⑩所持者を除く）については、後期高齢者医療制度への加入が任意であるにもかかわらず、県補助金の算定上、これに加入しているものとして、医療費の一律 1 割相当額が補助基本額に算入されることになっている。このため、これを加入する医療保険の自己負担割合に応じた算出方法に改めること。

加えて、国に対して精神障害者も含めた公費負担制度の創設を強く働きかけること。

- 3 ひとり親家庭等に対する医療費の助成については、ひとり親家庭等の経済状況等を考慮し、所得制限額を所得税非課税から児童扶養手当の所得制限額まで、緩和すること。

また、現行の所得税額による判定方法では、税制改正の都度、所得控除額等が変更されることにより、実務的に煩雑になってい

ることから、所得制限額については、所得税額から所得額に改めること。

4 安心・安全な地域医療体制を確立するため、次の事項について積極的な措置を講じること。

(1) 産科医・小児科医・外科医等をはじめとする医師や看護教員を含めた看護職員の不足、地域間や診療科間の医師偏在の実態を踏まえ、地域を支える医師・看護職員の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

(2) 県内看護職員養成所の養成数の確保及び県内就業率の向上を図るため、看護師等養成所への運営費助成を見直し、地域の保健医療福祉を支える看護師を確保するべく、十分な財政措置を早急に講じること。

(3) 新型コロナウイルスの感染拡大により、外来患者が激減するなど甚大な影響を受け、診療所・病院の経営は厳しい状況となっている。

医療機関の存続は、住民の生命と健康を守るために最優先の課題であるため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている全ての医療機関に対する財政支援を早急に講じること。

5 保育サービスを支える保育士を確保するため、県として処遇改善事業を実施し、更なる保育士の処遇改善を図るとともに、環境整備を図ること。

6 放課後児童クラブにおいて、新型コロナウイルス感染防止のための社会的距離を早急に確保するため、施設面積の拡大やクラス数の増加、放課後児童支援員の増員が必要である。

このため、施設の新増築等に係る、県による新たな財政的支援や、国に対する整備交付金の要件緩和・補助率の嵩上げの働きかけを行うとともに、支援員の確保に向けて、認定研修の増加や人

材バンクの設立など、市町と共同で取り組むこと。

- 7 各市町の「1人あたり保険料収納必要額」について、増加するとしても、医療費の伸びと同程度の増加になるよう、県繰入金等を用いた激変緩和措置を適切に行うこと。

また、広島県国民健康保険運営方針では、各市町の保健事業等に充当される保険料財源は、原則として過去3年間の平均を上限とするとされているが、保健事業等は医療費適正化等につながるものであり、市町が積極的に保健事業等に取り組めるような仕組みとすること。

- 8 国民健康保険制度における保険料（税）について、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、子育て世代への支援の観点から、子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度を創設するよう、国に強く働きかけること。

- 9 国民の健康増進を推進することは、国及び地方公共団体の責務であることから、国・県・市町が応分負担し成果を上げていけるよう、県において十分な予算を確保した上で、市町への必要な補助を講じること。

- 10 新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大の局面も視野に入れて、県保健所管内の市町のPCR検査体制の強化のための必要な対策を早急に講じること。

3 生活環境の整備促進について

生活環境の整備促進を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 目撃情報や騒音被害が相次ぐ米軍の低空飛行訓練に対する住民の不安や動揺を取り除くため、次の事項について積極的な措置を講じること。
 - (1) 住民の平穏な生活を守るため、騒音の実態を積極的に情報収集すること。
 - (2) 騒音測定器の設置や防音対策の財政措置を講じるよう国に働きかけること。

4 教育行政の充実強化について

教育行政の充実強化を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 教職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、広島県教育委員会が定めた教職員定数に見合う県費負担教職員が各学校に配置されることになっている。

しかし、実際には定数分の県費負担教職員が配置されないため、欠員を臨時的任用職員で補充している状況があり、この臨時的任用職員の数は、近年増加する傾向が続いている。また、その人員確保については、任命権者である県教育委員会ではなく、市教育委員会が行っている現状があり、対応に苦慮している。

このことから、臨時的任用職員による欠員補充の解消に向けて、県教育委員会が定めた定数分の正規採用教職員の確実な配置を進めること。

- 2 私立学校への運営費の助成制度について、保護者負担の軽減と教育条件の整備向上のため、制度の拡充を図ること。

5 道路等の整備促進について

道路等の整備促進を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 交通安全の推進や交通事故の未然防止、交差点における渋滞緩和のために必要な信号機を設置すること。

併せて、歩車分離式信号機の設置、視覚障害者用信号機や高齢者等感応式信号機など、信号機の高度化を推進すること。

また、路面標示や道路標識は、安全円滑な交通確保のため、適切な維持管理を行った上で、必要に応じて更新すること。

- 2 広島県内の市町は、広島県建設事業負担金を広島県建設事業負担金条例(昭和36年条例第12号)に基づき事業種別毎の負担割合により負担しているが、地方財政法第27条第2項の趣旨及び行政実例(昭和31年10月22日自庁行発第106号)を踏まえ、毎年度市町の意見を聞いた上で、事業種別毎に市町の負担額を議決するよう見直しを図ること。

6 防災対策の推進について

平成30年7月豪雨災害からの早期復旧・復興及び防災対策の一層の推進を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 平成30年7月豪雨災害からの早期の復旧・復興を図るため、次の事項について積極的な措置を講じること。
 - (1) 安全・安心な生活環境の確保のため、再度災害防止に向けた災害関連緊急治山事業等の県営治山事業の早期完成を図るとともに、市施工の小規模崩壊地復旧事業の推進のため、継続的に予算を確保すること。
 - (2) 技術職員の確保など、早期復旧に向けた推進体制の確保対策を引き続き講じること。
- 2 防災対策の一層の推進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じること。
 - (1) 砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の積極的な推進を図るため、県施行事業における砂防堰堤整備等の更なる事業の推進を図られるとともに、急傾斜地崩壊対策事業の市施行事業において予算の増額についての特段の配慮を行うこと。
 - (2) 山地災害から住民の生命・財産を守るとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、小規模崩壊地復旧事業を含め、治山事業について継続的な予算確保と拡充を図ること。
 - (3) 大雨等による河川等の氾濫・洪水から住民生活を守るため、河川改修や内水対策など、河川整備事業を推進すること。
 - (4) 気候変動による豪雨の頻発化・激甚化を見据え、河川改修事業及び砂防・急傾斜地崩壊対策事業の更なる加速とともに、施設が本来有する機能を十分に発揮できるよう、既存施設の適切

な維持管理の実施や、実効性のある避難を確保するための対策の充実・強化など、ハード・ソフト一体となった治水・土砂災害対策を強力に推進すること。

- (5) 農業用ため池の整備・廃止・管理等について、人的被害の未然防止等に向けて、県が策定した方針に基づき、県・市・管理者等の連携による計画的な推進を図ること。

特に、管理が不十分なまま放置されたため池は健全度が急速に低下するため、廃止工事の実施については、更なる県・市の連携強化により事業を推進すること。

7 地域産業・経済の振興について

地域産業・経済の振興を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

1 新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う地域経済等への影響を最小限に食い止めるため、次の事項について積極的に措置すること。

(1) 中小企業・小規模事業者、フリーランス、個人事業主の事業継続に必要な支援を切れ目なく実施すること。

移動自粛により多大なる影響を受けている公共交通事業者を始め、観光、飲食・サービス業、文化芸術関係者等への直接的な支援策や、地域独自の消費喚起の施策に対する財政措置を始めとした支援策を、継続的に講じること。

(2) 観光客の大幅な減少等により、観光関連事業者は甚大な影響を受けており、先行きが不透明な状況にある。

このため、感染症の収束状況等を勘案しつつ、観光需要の回復を図る必要があることから、次の事項について継続的に取り組むこと。

① 状況に応じて、県内・隣県といった近距離や国内の観光・旅行を推進し、観光プロモーションや誘客に係るキャンペーン等、人の流れの創出と消費の喚起に必要な施策を実施すること。

② 新型コロナウイルスの影響による観光を取り巻く情勢変化に応じたマーケティングや観光・旅行商品の開発について、専門家による助言など、必要な支援を行うこと。

③ キャンペーンの実施や観光・旅行商品造成の支援にあたっては、県内市町及び近県との連携を図り、その効果が特定の地域・業種に偏ることのないよう配慮し、取り組むこと。

(3) 新型コロナウイルス感染症に関する県の経済対策については、事前の情報提供など、県・市町の連携調整を図ること。

一般要望事項（広島県町村会）

- 1 地方分権改革の推進・町財政基盤の強化について…………… 14
- 2 保健福祉行政の充実強化について…………… 16
- 3 生活環境の整備促進について…………… 20
- 4 教育・スポーツ行政の充実強化について…………… 23
- 5 道路等の整備促進について…………… 25
- 6 防災・減災対策の推進について…………… 27
- 7 地域産業等の振興について…………… 29
- 8 観光振興施策の推進について…………… 31

1 地方分権改革の推進・町財政基盤の強化について

地方分権改革の推進及び町財政基盤の強化を図るため、下記の事項について積極的に取り組むこと。

記

- 1 公共施設等総合管理計画に基づく各種事業については、中長期的に取り組みを継続する必要があるため、令和3年度までとされている公共施設等適正管理推進事業債の対象期間を延長するとともに、延長について早期に決定するよう国に強く働きかけること。
- 2 県の権限移譲事務については、地域の実情に考慮したうえで、次のとおり必要な措置を講じること。
 - (1) 一般県道及び主要地方道の維持修繕を推進するため、道路の維持修繕に係る移譲事務交付金について、修繕に支障を来さないよう、適正な交付金額を交付すること。
 - (2) 急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕を推進するため、同施設の維持修繕事業に係る移譲事務交付金について修繕に支障を来さないよう、適正な交付金額を交付すること。
- 3 鉄道廃止路線の沿線自治体が譲り受けた鉄道資産の維持管理等に要する費用について、特別交付税の算定項目に加えるよう引き続き国に働きかけるとともに、特に多額の費用が見込まれる橋梁の除却については、防災上、計画的に進める必要があるため、廃線遺構を有する自治体の実情に配慮した措置を講じるよう国に求めること。
- 4 新型コロナウイルス感染拡大を機に官民において導入が急速に進んでいるウェブ会議システムについては、感染症対策のみならず業務効率の向上に資するため、今後、県が主催する会議につい

て、ウェブによる会議参加を可能とするよう環境整備を図ること。

2 保健福祉行政の充実強化について

地域住民の保健・福祉の増進を図るため、下記の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

記

1 安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するため、次の事項について子育て支援策を強化すること。

(1) 乳幼児医療費助成制度については、県による補助対象基準を上回る助成を市町が独自に行っている実態に鑑み、地域間の格差を是正するため、県の乳幼児医療費助成の対象年齢を引き上げること。

また、全ての子どもを対象とした医療費助成制度を早急に創設するよう国に対し強く要望すること。

(2) 全てのひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、県のひとり親家庭等医療費助成の所得制限を児童扶養手当の所得制限と同水準まで緩和すること。

(3) 子どもの予防接種事業を拡充し感染症予防を効果的に実施するため、おたふくかぜワクチンについて、予防接種法に基づく定期予防接種の対象とするよう国に働きかけること。

(4) 県東部の自治体間における病児・病後児保育の相互利用に係る連携協定締結に向けた支援を行うこと。

2 住民が安心して生活できる医療体制を確保するため、次の事項について、積極的な措置を講じること。

(1) 離島地域における緊急搬送体制について、休日・夜間および天候不良時におけるタブレット端末等リモート機能を利用した遠隔診療体制の構築に向け、専門医師の確保および最新機材の整備に対する支援を行うこと。

さらに、5G等ICTによる医療サポート体制の構築に向けた支援を行うこと。

- (2) 広島市医師会運営・安芸市民病院については地域の中で重要な役割を果たしていることから、地域医療を守るため存続に向けた支援を行うとともに、国に対しても存続を強く要望すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う減収及び医療資材に係る費用の負担増加が自治体病院を始め、医療機関の経営を圧迫しているため、経営安定のための財政措置を講じるとともに、さらなる財政支援を行うよう国に働きかけること。

3 医師不足が深刻な中山間地域の医療体制を確保するため、救急勤務医、専門外来の医師、看護師などの医療スタッフの確保等について、財政支援等の積極的な措置を講じるなど、引き続き支援を行うこと。

4 中山間地域における政策医療に精神科医療は不可欠であることから、県からの法令上の指定を受けて当該特殊医療の提供を行う指定病院以外の公立病院についても財政支援を行うよう、国に働きかけること。

5 介護保険制度の安定的かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的に講じること。

- (1) 公費負担割合の引き上げ、保険料・利用料の抑制を図るとともに、保険料やサービスの供給に地域間格差が生じることのないよう、介護保険財政の広域運営の推進など介護保険制度の見直しを行うよう国に働きかけること。
- (2) 介護保険料の確実な徴収を実施するため、介護保険料を国民健康保険と同様に税方式も導入できるよう国に働きかけること。
- (3) 介護体制を確保するため、特に慢性的な人材不足が続く中山間地域における介護人材の確保及び処遇改善について、積極的な措

置を講じるなど、引き続き国に対して働きかけること。

(4) 低所得者が十分な介護保険サービスを利用できるようにするため、認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホームにおけるユニット型個室にかかる居住費の利用者負担については、補足給付費等の更なる軽減措置を講じるよう引き続き国に働きかけること。

6 小規模特別養護老人ホームの自立した事業継続のため、基本報酬の加算等の特別措置について国に働きかけること。

7 障害者及び障害児が地域で安心して生活できる環境を整備するため、次の事項について、積極的な措置を講じること。

(1) 発達障害の早期発見・支援のため、専門医療機関及び専門医、相談員の確保・充足を講じること。

併せて、個々のライフステージに応じた療育環境支援に対応できる人材確保に対する財源措置を講じること。

(2) 障害者が安心して暮らすことが出来る地域社会実現のため、地域生活支援事業の国庫補助については十分な予算を確保し、補助金交付要綱どおりの補助率（100分の50）で交付するよう国に対し強く働きかけること。

8 国民健康保険の都道府県単位化を円滑に継続するための財政安定化基金の積み増し等の財源確保はもとより、国民健康保険の赤字解消に向けた財政支援の拡充については国の責務であり、恒常的な財政支援措置を国に強く働きかけること。

県においては、準統一保険料の実現のために必要な各市町間の収納率の格差解消につながる徴収体制の強化に向けた支援を積極的に行うこと。

また、被保険者の保険料負担軽減について、低所得者層に対する保険料の軽減措置の拡充及び子どもに係る保険料の均等割軽減

を支援する制度の創設を国に働きかけること。

9 老人保健事業推進費等補助金（原爆分）については、被爆者を多く抱える自治体に対して十分な財政措置を講じるよう引き続き国に働きかけること。

10 平成30年7月豪雨災害における被災者見守り・相談支援事業補助金について、令和3年度以降についても予算を確保し全額補助対象とするよう引き続き支援を行うこと。

3 生活環境の整備促進について

地域住民にとって真に快適で安全な生活環境づくりを促進するため、下記の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

記

- 1 空き家全般にわたる利活用をより推進するため、次の事項について積極的な措置を講じること。
 - (1) 空き家の利活用の促進及び空き家抑制の強化には固定資産税の住宅用地特例の適用除外が効果的であるが、適用除外の判断基準が具体的に示されておらず、町の独自基準では判断が困難であることから、統一的な基準を示すよう国に働きかけること。
 - (2) 空き家の物件調査や改修等利活用を推進するため、県において独自の補助制度を創設するなど財政支援を行うこと。

- 2 目撃情報や騒音被害が相次ぐ米軍の低空飛行訓練に対する住民の不安や動揺を取り除くため、県や国において騒音測定器の設置に係る補助制度の創設を行うこと。

- 3 人口減少が著しい中山間地域において、移動手段の確保は最も重要な課題の一つとなっている。

については、中山間地域の生活交通を維持するため、次の事項について積極的な措置を講じるとともに、国に対しても強く働きかけること。

 - (1) 路線バスの安定的な運行を維持するため、運転手の確保対策及び地域の実情に応じた適切かつ十分な財政措置を講じること。
 - (2) 高齢者等の交通手段を確保・維持するため、デマンド交通運行にかかる車両や予約運行システムの更新など設備投資に対する補助制度を創設すること。

(3) 路線バスやタクシー等の地域公共交通については、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛や休校等により利用者が激減していることから、事業継続に必要な財政支援及び感染防止対策に係る補助制度を創設すること。

また、広域的な公共交通路線の新型コロナウイルス感染症にかかる支援制度については、県と市町が連携して統一的な支援施策を検討するなど、全県的な取り組みとすること。

(4) 新たな総合的な交通体系の構築に向けた検討を進める必要があるが、専門的な知識に乏しく対応に苦慮している。

については、専門家とのマッチングや他地域の取り組み事例等の情報提供など支援を行うこと。

(5) バス路線のフィーダー化など、地域公共交通の再編に伴い、運行補助負担額が大幅に増大することが予測されるため、フィーダー化される路線について、補助の対象となるよう県の補助要綱を見直し、現行と同額程度の補助を維持すること。

4 交通量の少ない中国縦貫自動車道を有効に活用することにより、中山間地域の交流促進及び地域住民の利便性向上による定住促進を図るとともに、地域経済を活性化させるため、当該自動車道の利用料金を引き下げるよう国や関係機関に働きかけること。

5 離島地域特有の課題である次の事項について、積極的に支援策を講じること。

(1) 日常生活航路は、通勤、通学や通院（特に人工透析等）など離島で生活する人々にとって欠くことのできないものであるため、同航路の安定的維持・確保のため、補助制度等の拡大や新たな支援制度の創設など、積極的な措置を講じるとともに、国に対しても強く働きかけること。

(2) 国の「離島のガソリン流通コスト支援事業」について、ガソリン以外の油種、プロパンガス等も補助対象とするよう国に働きか

けること。

また、県においても離島地域の石油製品価格が本土並みに引き下がるよう支援策を講じること。

6 地方自治体を実施する下水道施設の改築更新事業について、必要な国費支援を継続するよう国に働きかけること。

7 閉鎖性の強い広島湾奥部では、底泥に有機物が多く堆積し、牡蠣養殖など生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼしている。また、都市化が進んだ地域の河川では、水質汚濁による悪臭の発生が課題となっている。

については、石炭灰造粒物を活用した底質改善など港湾及び河川の環境改善を図ること。

4 教育・スポーツ行政の充実強化について

将来を担う子どもたちを心豊かにたくましく育成するとともに、スポーツを通じた地域振興を実現するため、下記の事項について適切な措置を講じること。

記

1 公立、小・中・高等学校において、子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな教育が適宜適切に実施できるよう、次の事項について積極的な措置を講じること。

(1) 小学校における35人学級の編制を、3年生まで拡充すること。

(2) 学校現場におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常駐配置に向け相談体制を整えるため、県費による配置を拡充すること。

2 人口減少が著しい中山間地域の人材育成は、非常に重要な意味を持っているため、小規模ながらも過疎地域の将来に大きく影響する県立高等学校がこれからも存続できるよう柔軟な対応をすること。

また、生徒の全国公募にあたっては、生徒の受け入れ体制を整備するほか、クラブ活動活性化のための教師配置や生徒の寄宿舎整備など教育内容・教育環境の充実を図ること。

3 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策にかかる次の事項について支援策を講じること。

(1) 文部科学省提案のオンライン授業等学習環境整備のため、家庭における通信費用の負担を軽減する手立てを講じるよう国へ働きかけること。

(2) いわゆる「3密」を防ぐためのスクールバス運行本数の増便や

新型コロナウイルス感染防止対策に係る費用については、新たな補助制度を創設するなど財政措置を講じるとともに、国に対しても財政支援を働きかけること。

- 4 スポーツを活用した地域振興を図るため、県と広島市で共同所有の広島県つつがライフル射撃場については、老朽化の著しい箇所を改修するなど、施設の適正な維持管理を行うこと。

5 道路等の整備促進について

均衡ある道路網の整備や社会基盤の整備を促進するとともに、近年、激甚化・頻発化する災害に備え、安全・安心で暮らしやすい地域基盤を創造するため、下記の事項について強力に推進すること。

記

- 1 社会資本整備総合交付金をはじめとする道路整備に関連した交付金について、従来以上の予算を安定的に確保するよう引き続き国に働きかけるとともに、県においても町が計画する各種事業が着実に実施できるよう配慮すること。
- 2 地域課題の解決のため、地域が真に必要としている道路整備を遅らせることのないよう次の事項について特段の措置を講じること。
 - (1) 地域高規格道路及び主要な国道・県道の整備を道路整備計画に基づき着実に実施することにより、地域間の広域的ネットワークの形成を図るとともに、通行利便性の向上、慢性的な渋滞緩和、歩道設置による安全な通学路の整備、災害時の避難路の確保など、住民生活に密着した道路整備・改良を推進すること。
 - (2) 令和5年度末までの時限措置となっている狭あい道路整備等促進事業について、災害に強いまちづくりを推進するため、財政支援を恒久化するよう国に働きかけるとともに、県においても事業が着実に推進できるよう配慮すること。
 - (3) 地域高規格道路の一部開通による大型車両等の交通量の増加に伴う周辺地域への騒音・振動対策を引き続き実施すること。
- 3 市街地域など沿線の一体的な整備を促進するため、広島市東部地区連続立体交差事業について、令和元年10月に事業認可された

内容に基づき、早期に実施するとともに、関連事業に遅れが生じないように事業の推進を図ること。

6 防災・減災対策の推進について

災害対策の充実と危機管理体制の強化を行い、安全・安心で災害に強いまちづくりを実現し、近年頻繁に発生している未曾有の災害から住民の生命・財産、生活環境を守るため、下記の事項について防災・減災対策を総合的かつ強力に推進すること。

記

- 1 平成30年7月豪雨は、県内市町に甚大な被害をもたらし、被災した市町においては、復旧・復興に全力で取り組んでいるところ、今後の新たな災害に備えるためにも、国・県の支援が不可欠であることから、次の事項について、引き続き万全の措置を講じること。
 - (1) 現在着工中の河川、砂防、治山施設等の整備事業の早期完了と未着手事業への早期着手
 - (2) 道路等公共土木施設の早期復旧
 - (3) 河川内及び砂防堰堤の堆積土及び立木等流路支障物の浚渫・除去の早急な実施
 - (4) 災害復旧事業に係る財政面での支援
- 2 土砂災害から住民の生命・財産を守るため、砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業等のハード整備を強力に推進すること。
- 3 河川の氾濫による洪水災害を防止するため、「ひろしま川づくり実施計画 2016」に基づく整備事業を推進するとともに、「河川内の堆積土等除去計画」については、現計画の確実な実施並びに対象となる河川及び区間の拡充を図ること。
- 4 河川の氾濫による水害を想定したハザードマップの作成を進め

る必要があるため、浸水想定区域の設定がなされていない県管理河川について、早急に設定を進めること。

- 5 海面上昇による異常潮位や台風による高波、高潮被害に備えるため、河川河口部や海岸における高波、高潮対策を促進するとともに、建設海岸の海岸保全施設整備事業の早期事業化を図り、早期完了を目指すこと。

また、漁業活動の安全確保のため、引き続き広島港港湾計画に基づく防波堤建設事業を促進すること。

- 6 広島中部台地農地開発事業（国営事業）により整備された洪水調整池が、経年により土砂の堆積が進行し洪水調整機能が低下しているため、同機能の回復を図る必要があることから、国県による浚渫事業を創設すること。

- 7 災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合に、住民の迅速な避難の確保に有効である、避難行動要支援者名簿のシステム化に取り組めるよう、県や国において補助制度を創設すること。

7 地域産業等の振興について

地域産業等の振興と地域経済の活性化を図るため、下記の事項について積極的な措置を講じること。

記

1 農業の果たす多面的機能を踏まえ、次の事項について農業振興対策を推進すること。

(1) 今後の担い手による新たな農業経営のしくみづくりに向け、基盤整備事業（農業競争力強化農地整備事業）の早期完了を図るための予算確保を国に働きかけること。

(2) 中山間地域の農業が廃れることのないよう、また担い手農家の持続的な安定経営が図れるよう、中山間地域等直接支払事業の継続的な維持及び平場と中山間地との所得格差の補償という事業趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた交付金額となるよう制度の拡充を国に働きかけること。

(3) 担い手への農地利用集積の促進に向け、多面的支払交付金事業について、暗渠排水の設置又は改修等の農地改良を助成対象とするとともに、円滑な事業の実施が行えるよう国に対して十分な予算額及び交付税措置を働きかけること。

また、地元の事業実施に支障を来さないよう、現状よりも早い時期に交付額を確定すること。

(4) 担い手への農地集積による農業の大型経営を進めていくためには、暗渠排水の設置等により、今ある農地を適切に維持管理していく必要があるため、水稻作付を目的とする暗渠排水対策に農地耕作条件改善事業が活用できるよう、地域の実情をふまえた支援方針を取り入れるとともに、県独自の農地改良事業を創設すること。

- 2 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、地域経済に与える影響の長期化を見据え、各種給付金等に対する非課税措置の対象拡大や減税等の措置を講じるよう国に求めること。
- 3 スーパーシティ構想の実現には、第5世代移動通信システム(5G)の通信網整備が不可欠であるため、中山間地域等の条件不利地域へのエリア展開が速やかになされるよう国に働きかけること。
また、県においても、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進とともに、構想の実現に向け、段階に応じた支援を行うこと。
- 4 第3期「ひろしまの森づくり事業」において人工林健全化(間伐)の実施要件に新設された『山腹傾斜30度以上かつ保全対象からの距離が250m未満の人工林』について、集落から離れた保全すべき森林の整備を進めるため要件を撤廃すること。
- 5 鳥獣被害が深刻な問題となっていることから、有害鳥獣対策に係る実態調査・研究及び町の取り組みに対する支援を継続するとともに、住民を対象とした現地研修会を開催すること。
- 6 自治機能が崩壊し、消滅集落が拡大傾向にある周辺部地域において、産官学、民間等の連携による継続的支援ができるよう、県が中心となる中間支援専門組織((仮)中山間地域振興センターなど)を設置すること。

8 観光振興施策の推進について

魅力と活力ある地域をつくるには、各地の特性や資源を生かした観光振興が重要であることから、下記の事項について適切な措置を講じること。

記

- 1 海水浴場の年間を通した有効活用及び賑わい創出を促進するため、各種イベントの開催や積極的なPR活動を推進するとともに、安全・安心及び利便性を確保するため、利用者の避難路を兼ねた横断歩道橋の整備を促進すること。
- 2 中国横断自動車道尾道松江線の全線開通による利用客の増加などに対応するため、一部未整備となっている県営公園の整備を促進すること。
- 3 訪日外国人をはじめとする観光客がより快適に過ごせる環境を整えるため、次の事項について積極的な措置を講じること。
 - (1) おもてなしトイレ整備事業補助金については、来年度も継続実施するとともに、補助金枠を拡充すること。また、採択にあたっては市町の整備計画に配慮すること。
 - (2) 西中国山地国定公園内の看板については、多言語化などの整備を促進すること。また、利用者の多い登山道については、適宜修繕を実施すること。